各位

会 社 名 株 式 会 社 チ ー ム ス ピ リ ッ ト 代表者名 代表取締役社長 荻 島 浩 司 (コード番号:4397 東証マザーズ) 問合せ先 取締役副社長 増山 秀信 (TEL. 03-4577-7510)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成30年7月19日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 1. 公募による募集株式発行の件
- (1) 募集株式の数当社普通株式 400,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(平成30年8月2日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 平成30年8月21日(火曜日)
- (4) 増加する資本金及び 資本準備金 定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に に関する事項 基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額と し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を 切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、 資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額と する。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社、SMBC日 興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社及び株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受 価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集 株式発行を中止する。
- (6)発 行 価 格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上 の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を 勘案した上で、平成30年8月13日に決定する。)
- (7)申込期間平成30年8月14日(火曜日)から平成30年8月17日(金曜日)まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株式受渡期日 平成30年8月22日(水曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後 の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

- 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 80,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 埼玉県北本市

荻島 浩司

80,000 株

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社が引受 人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。
- 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 72,000株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

野村證券株式会社 72,000株(上限)

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。
- 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件
- (1) 募集株式の数当社普通株式 72,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成30年8月29日(水曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成30年8月30日(木曜日)
- (5) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、平成30年8月13日に決定される予 資 本 準 備 金 定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に 関 す る 事 項 基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を 切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、 資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額と する。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が 募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中 止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3. に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第 三者割当増資も中止する。

#### 5. 親引けの件

上記1. の公募による募集株式発行に当たり、当社は、野村證券株式会社に対し、引受株式数のうち、24,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への 配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実 質的に類似する行為を含む。)であります。

#### 【ご参考】

- 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要
- (1) 募集株式の数及び売出株式数
  - ① 募集株式の数 普通株式 400,000株
  - ② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 80,000 株 オーバーアロットメントによる売出し72,000 株 (※)

(2) 需要の申告期間 平成30年8月6日(月曜日)から 平式20年8月10日(入曜日) さず

平成30年8月10日(金曜日)まで

(3) 価格決定日平成30年8月13日(月曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年8月14日(火曜日)から

平成30年8月17日(金曜日)まで

- (5) 払 込 期 日 平成30年8月21日(火曜日)
- (6) 株式受渡期日平成30年8月22日(水曜日)
- (※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である荻島浩司(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年7月19日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式72,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、平成30年8月22日から平成30年8月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 6,910,000 株 公 募 に よ る 増 加 株 式 数 400,000 株

第三者割当増資による増加株式数 72,000 株 (最大) 増 加 後 の 発 行 済 株 式 総 数 7,382,000 株 (最大)

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 360 百万円 (\*) は、第三者割当 増資による募集株式発行における手取概算額 66 百万円 (\*) と合わせて、①商品開発に係る人件費、②営業活動に係る人件費、③広告宣伝費、④その他、採用費、IT 関連費等の運転資金に充当する予定であります。具体的には以下を予定しております。

- ① 「TeamSpirit」の次世代商品の開発や「TeamSpirit」の競合との差別化を図るための 追加機能開発に係る人件費に 170 百万円(平成 31 年 8 月期 70 百万円、平成 32 年 8 月期 100 百万円)
- ② 営業活動の強化及びお客様の「TeamSpirit」導入支援及びサポートに係る人件費に 170 百万円(平成 31 年 8 月期 70 百万円、平成 32 年 8 月期 100 百万円)
- ③ 当社サービスのデジタルマーケティングやブランディング活動等の実施による知名 度向上及び見込客獲得に係る広告宣伝費に 35 百万円 (平成 31 年 8 月期 14 百万円、 平成 32 年 8 月期 21 百万円)
- ④ 事業規模拡大に伴い増加する管理部門やマーケティング人材の採用費、IT 関連費、オフィス関連費用等の運転資金として、上記以外の残額を充当する予定であります。

なお、資金需要が発生し具体的な支出が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で 運用していく方針であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,000 円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

#### (1) 利益配分の基本方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。 株主への利益配分については、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

#### (2) 内部留保資金の使途

優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

## (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、上記(1)のとおり、将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら 株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、 現時点において未定であります。

### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成27年8月期	平成28年8月期	平成29年8月期
1株当たり当期純損失(△)	△4, 272. 27 円	△22. 19 円	△15. 54 円
1株当たり配当額	一円	一円	一円
(1株当たり中間配当額)	(一円)	(一円)	(一円)
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	-%	—%	—%
純資産配当率	—%	—%	—%

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
  - 2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
  - 3. 自己資本当期純利益率は、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  - 4. 当社は、平成 30 年 5 月 16 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っておりますが、平成 28 年 8 月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1 株当たり当期純損失 ( $\triangle$ ) を算定しております。
  - 5. 上記4. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、平成27年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成27年8月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	平成27年8月期	平成28年8月期	平成29年8月期
1株当たり当期純損失(△)	△21.36 円	△22. 19 円	△15.54円
1 株当たり配当額	一円	一円	一円
(1株当たり中間配当額)	(一円)	(一円)	(一円)

# 5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である荻島浩司並びに当社株主である増山秀信、有本陽助、都賢治及びオーバーザレインボー株式会社は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年11月19日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し、上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)は行わな

い旨合意しております。また、当社株主である Draper Nexus Technology Partners 2 号 投資事業有限責任組合、salesforce.com, inc.、NVCC 7 号投資事業有限責任組合、ニッ セイ・キャピタル 5 号投資事業有限責任組合、SMBC ベンチャーキャピタル 1 号投資事 業有限責任組合、SMBC ベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合及び Draper Nexus Partners II, LLC は、野村證券株式会社に対して、元引受契約締結日から上場(売 買開始)日(当日を含む)後 90 日目の平成 30 年 11 月 19 日までの期間中は、野村證券 株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、その売却価格が 上記1. の公募による募集株式発行における発行価格の1.5 倍以上であって、野村證券 株式会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨を合意しております。加えて、当社 は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む) 後 180 日目の平成 31 年 2 月 17 日までの期間中は野村證券株式会社の事前の書面による 同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行ま たは当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上 記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権 の発行及び上記3. のオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年7月 19日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割 当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者(Draper Nexus Technology Partners 2 号投資事業有限責任組合、salesforce.com, inc.、SMBC ベンチャーキャピタル 3 号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル 7 号投資事業有限責任組合、Draper Nexus Partners II, LLC)及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

#### 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当など を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上